

有料公園施設 利用取消(変更)承認申請書  
 有料公園施設 利用料金還付申請書

相模原市体育協会グループ

年 月 日

代表 公益財団法人相模原市体育協会 会長代行 副会長 三塚 康雄 あて

団体名	利用者登録番号
代表者名 又は氏名	
住所	連絡者氏名
電話番号	電話番号

次のとおり申請します。

施設 の 名 称	相模原ギオンスタジアム(相模原麻溝公園競技場)					
既に受けた承認の 利用年月日 及び許可番号	平成 年 月 日 ( )		指令番号(競技場)第 号			
変 更 事 項	<input type="checkbox"/> 取 消 <input type="checkbox"/> 変 更					
	変 更 理 由					
変更前			変更後			
既に受けた承認の 利用年月日	平成 年 月 日 ( )	利用年月日	平成 年 月 日 ( )			
	利用時間	単価(1時間)		利用時間	単価(1時間)	
競 技 場	~	5,200円	競 技 場	~	5,200円	
附 属 設 備	放 送 設 備	~	400円	放 送 設 備	~	400円
	写 真 判 定 装 置	~	1250円	写 真 判 定 装 置	~	1250円
	電 光 掲 示 盤	~	3600円	電 光 掲 示 板	~	3600円
	会議室1(大会本部室A)	~	500円	会議室1(大会本部室A)	~	500円
	会議室2(大会本部室B)	~	350円	会議室2(大会本部室B)	~	350円
	会議室3(大会本部室C)	~	350円	会議室3(大会本部室C)	~	350円
	会議室4(大会本部室D)	~	350円	会議室4(大会本部室D)	~	350円
	会議室5(大会本部室E)	~	350円	会議室5(大会本部室E)	~	350円
	会議室6(大会本部室F)	~	350円	会議室6(大会本部室F)	~	350円
	会議室7(インテュ-室A)	~	200円	会議室7(インテュ-室A)	~	200円
会議室8(インテュ-室B)	~	200円	会議室8(インテュ-室B)	~	200円	
会議室9(打ち合わせ室)	~	150円	会議室9(打ち合わせ室)	~	150円	
競技用器具	<input type="checkbox"/> 点 ・ <input type="checkbox"/> 30点以上		競技用器具	<input type="checkbox"/> 点 ・ <input type="checkbox"/> 30点以上		
①競技場 追徴利用料金	円 変更前		円 (変更後 円)			
②附属設備 追徴予定利用料金	当日利用料金		円 (変更後 円)			
還付を受けようとする理由	<input type="checkbox"/> 降雨その他使用者の責めに帰さない理由のため <input type="checkbox"/> 使用者の都合により使用を取り消したため					
<input type="checkbox"/> 還付なし <input type="checkbox"/> 還付する(相模原市都市公園条例施行規則第8条の2第 号に該当する為)						
利 用 料 金	既納利用料金	利用料金領収日	還付割合	還付金額		
		年 月 日		円		
起案年月日	年 月 日	上記のとおり <input type="checkbox"/> 許可 <input type="checkbox"/> 還付 してよろしいか。				
許可年月日	年 月 日	所長	施設系責任者担当	合議	公印	
指令番号	(競技場)第 号					
利用申請番号						

## 支 払 金 口 座 振 替 依 頼 書

相模原市体育協会グループ あて

相模原市体育協会グループからの支払金は、下記の預金口座へ振込の方法によりお支払いください。  
また、依頼人と口座名義人が異なる場合には、下記の口座名義人を代理人とし、下記指定口座  
への振込をもって相模原市体育協会グループからの支払金の受領と認めます。

依 頼 人		振 込 先 金 融 機 関	
団体名			本店支所
氏名 (代表者)	印	預金の種類	口座番号(右づめ)
郵便番号			
住 所		フリガナ	
電 話	— —	口座名義 (通帳名)	
		住 所	

- ※ 口座名義は、通帳をご確認のうえ正確にご記入ください。  
※ ゆうちょ銀行への振込はできませんのでご了承ください。

利用料金の還付については、次のとおり取り扱います。

- ・ 降雨・施設の都合により利用できない場合……………100パーセント還付
- ・ 納期限日(支払期限日)までの取り消し……………100パーセント還付
- ・ 納期限日(支払期限日)を過ぎて利用日の14日前までの取り消し……80パーセント還付
- ・ 納期限日(支払期限日)を過ぎて利用日の 7日前までの取り消し……50パーセント還付
- ・ 納期限日(支払期限日)を過ぎて利用日の 6日前以降の取り消し…… 還付なし

※ 原則として申請書の提出された翌月末に指定口座に振り込みます。